

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 2 月 8 日付鳥取県告示第 59 号）の内容

（告示の内容）

- （1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

加賀田ぬい	鳥取市用瀬町安蔵字宝殿谷奥 1160
加賀田益一	〃
加賀田惣吉	〃
加賀田國藏	〃
加賀田鋏藏	〃
坂本 荘吉	〃
谷村 光義	鳥取市用瀬町安蔵字宝殿谷奥 1162 の 2
谷村 直吉	〃
谷村 國藏	〃
河本 浅吉	鳥取市用瀬町安蔵字見打谷日向平 1226 の 2
梶尾 甚藏	〃
山元 梅吉	〃
手皮 亀吉	〃
手皮しよう	〃
前田 清治	〃
前田 竹藏	〃
前田 武治	〃
前田 留藏	〃
保本 治郎	〃
河本 浅吉	鳥取市用瀬町安蔵字見打谷日向平 1226 の 3
梶尾 甚藏	〃
山元 梅吉	〃

手皮 亀吉	〃
手皮しよう	〃
前田 清治	〃
前田 竹藏	〃
前田 武治	〃
前田 留藏	〃
保本 治郎	〃
伊田 太郎	鳥取市用瀬町赤波字小谷 2218
〃	鳥取市用瀬町赤波字小谷 2223
伊田 好子	鳥取市用瀬町赤波字下河原東平 1979
福田 貞雄	鳥取市用瀬町赤波字アリミツ谷 1983 の 6
福田徳太郎	鳥取市用瀬町赤波字ユウスリ東平 1998
福田 貞雄	鳥取市用瀬町赤波字ユウスリ東平 2015
福田 真三	鳥取市用瀬町赤波字屋敷ノ元 2045 の 1
〃	鳥取市用瀬町赤波字屋敷ノ元 2045 の 2
福田 貞雄	鳥取市用瀬町赤波字屋敷ノ元 2046 の 1
福田 俊美	鳥取市用瀬町赤波字屋敷ノ元 2058
福田 貞雄	鳥取市用瀬町赤波字屋敷ノ元 2066
財原みや子	鳥取市用瀬町赤波字家ノ上平 2082
〃	鳥取市用瀬町赤波字小松元上平 2084
伊田 岩藏	鳥取市用瀬町赤波字ノヲ美 2090
福田 俊美	鳥取市用瀬町赤波字ノヲ美 2095
福田安太郎	鳥取市用瀬町赤波字ノヲ美 2096
〃	鳥取市用瀬町赤波字ノヲ美 2097
伊田 太郎	鳥取市用瀬町赤波字ノヲ美 2106
福田安太郎	鳥取市用瀬町赤波字和類谷 2126
福田 茂吉	鳥取市用瀬町赤波字奥山上ミ平 2141 の 2
〃	鳥取市用瀬町赤波字奥山上ミ平 2141 の 3
福田安太郎	鳥取市用瀬町赤波字能海 2153
伊田 太郎	鳥取市用瀬町赤波字小松谷奥 2155
〃	鳥取市用瀬町赤波字小松谷奥 2157
伊田サカエ	鳥取市用瀬町赤波字小松谷奥 2161 の 1
〃	鳥取市用瀬町赤波字小松谷奥 2161 の 2

〃	鳥取市用瀬町赤波字小松谷奥 2162
福田安太郎	鳥取市用瀬町赤波字小松谷奥 2165
伊田喜代造	鳥取市用瀬町赤波字詰り谷 2175
福田安太郎	鳥取市用瀬町赤波字詰り谷 2181
福田 真三	鳥取市用瀬町赤波字詰り谷 2184
伊田 太郎	鳥取市用瀬町赤波字詰り谷 2186
福田 俊美	鳥取市用瀬町赤波字詰り谷 2189
福田 幾藏	鳥取市用瀬町赤波字詰り谷 2190
飯田 正洋	鳥取市用瀬町赤波字小屋谷下モ 2191 の 6
伊田 太郎	鳥取市用瀬町赤波字谷口西平 2211
〃	鳥取市用瀬町赤波字小松谷西平 2230
〃	鳥取市用瀬町赤波字小松谷西平 2231
〃	鳥取市用瀬町赤波字小松谷西平 2233
〃	鳥取市用瀬町赤波字ユウスリ西平 2242
伊田 岩藏	鳥取市用瀬町赤波字ユウスリ西平 2244 の 1
〃	鳥取市用瀬町赤波字ユウスリ西平 2244 の 2
福田 藤吉	鳥取市用瀬町赤波字ユウスリ西平 2247 の 2
〃	鳥取市用瀬町赤波字ユウスリ西平 2247 の 3
福田 俊美	鳥取市用瀬町赤波字上河原西平 2253 の 2
〃	鳥取市用瀬町赤波字上河原西平 2253 の 3
福田 茂吉	鳥取市用瀬町赤波字上河原西平 2255 の 4
飯田市治郎	鳥取市用瀬町赤波字堂ヶ谷ヒラ 2305 の 4
飯田 正洋	鳥取市用瀬町赤波字荒神谷 2323
米田 梅吉	鳥取市用瀬町赤波字荒神谷 2324
中山美代子	鳥取市用瀬町赤波字荒神谷 2335
米田 歳雄	鳥取市用瀬町赤波字カイチ 2336 の 2
飯田市治郎	鳥取市用瀬町赤波字カイチ 2336 の 5
〃	鳥取市用瀬町赤波字カイチ 2336 の 6
〃	鳥取市用瀬町赤波字カイチ 2337
飯田 正洋	鳥取市用瀬町赤波字カイチ 2339
安東 傳次	鳥取市用瀬町赤波字生姜谷 2340
米田 梅吉	鳥取市用瀬町赤波字生姜谷 2348
飯田 安平	鳥取市用瀬町赤波字風ヶ原 2364 の 1

岩井 国藏	鳥取市用瀬町赤波字櫻段西平 2398 の 1
池本清三郎	〃
飯田 虎藏	〃
岩井 国藏	鳥取市用瀬町赤波字櫻段西平 2398 の 2
池本清三郎	〃
飯田 虎藏	〃
岩井 国藏	鳥取市用瀬町赤波字櫻段西平 2398 の 3
池本清三郎	〃
飯田 虎藏	〃
岩井 国藏	鳥取市用瀬町赤波字櫻段西平 2398 の 4
池本清三郎	〃
飯田 虎藏	〃
飯田 昭治	鳥取市用瀬町赤波字宮ノ谷 2438
〃	鳥取市用瀬町赤波字宮ノ谷 2442
石井 國藏	鳥取市用瀬町赤波字宮ノ谷 2443
谷村甚五郎	〃
池本 清藏	〃
米田 梅吉	鳥取市用瀬町赤波字助右エ門谷 2464

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課